



個人情報保護法の概要とは

Q

弊社では、インターネットを利用して販売促進活動を行っています。効率的な営業展開をするために、顧客情報を収集し、CRM (Customer Relationship Management) を社内構築しています。

このたび、個人情報保護法が公布され、民間企業でも情報管理を怠った場合は処罰されると聞きました。その概要と講ずべき施策について教えてください。

A

情報化社会の進展は個人情報の利用拡大をもたらしました。近時、大手ISP事業者や金融機関、地方公共団体などの名簿漏洩事件が頻発し、個人の権利、利益が侵害されるケースが後を絶ちません。一方、デジタルインターネット技術は、企業活動においてはもちろん、われわれの日常生活においても欠かせないものとなっています。

そこで、二〇〇三年五月、「個人情報保護法」が公布され、一部を除いて施行されました。除外された部分は個人情報取扱事業者の義務

等を定めた部分であり、公布日より二年内に政令で定められた日に施行されます。施行期日は〇五年四月一日です。

個人情報保護法は、個人情報を取り扱う事業者に対して、個人情報の安全管理のために必要な情報システムの構築と、その全体に及ぶセキュリティの確保を求めています。これに違反した場合、罰則が科せられることとなります。

本テーマについては、回を分け、概要と対策、個別事例について説明します。

■ 個人情報保護法の成立の背景

一九八〇年九月、OECDが加盟国に「プライバシー保護と個人データの国際流通」についてのガイドラインに関する理事会勧告」を発したことが、わが国の「旧個人情報保護ガイドライン」作成の端緒となっています。その後、OECD八原則を受け、九五年の「EU指令」が採択され、個人情報保護ガイドラインが策定されました。

もっとも、EU指令は、EU諸国から第三国へ個人データを移転する場合、第三国が十分なレベルの保護措置を確保している場合に限り行うことができる旨の制限を各国の国内法で定めることを要求しており、これに対応するため、民間部門を対象とした罰則規定のある個人情報保護法の制定が求められ、プライバシーマーク制度が創設されました。

この法案は二〇〇二年十二月に、報道関係者、著述関係者から表現の自由への脅威から反対意見があり、一度、廃案とされた後、翌年、OECD八原則をまとめた基本五原則を削除修正した後、〇三年五月に成立したものです。

新しい法律である個人情報保護法に基づくシステム整備を進める場合、EUの動向に注意する必要があります。

■ 概要

(1) 法律の構成

個人情報保護法は全六章五九条から構成されています。

第一章は、国全体における個人情報の保護に関する目的、定義、基本理念を定めています。

第二章は、この法律の目標に基づいて、国及び地方公共団体の責務、特に、国が行政機関や独立行政法人について、構ずべき法制上の措置を規定しています。

第三章は、政府が個人情報保護に関する施策を総合的かつ一体的に進めるために基本方針を定めるべきことや、国の施策としての地方公共団体の支援、苦情処理体制の整備、さらに、民間事業者による個人情報保護に必要な措置の整備、また、地方公共団体の施策として、保有個人情報の保護、区域内事業者への支援、苦情処理の措置、国及び地方公共団体の相互協力について規

〈表〉個人情報保護法第4章の内容 (抜粋)

第1節 個人情報取扱事業者の義務		
利用目的に関する事項	第15条	利用目的の特定
	第16条	利用目的による制限
取得に関する事項	第17条	適正な取得
	第18条	取得に際しての利用目的の通知等
安全管理に関する事項	第19条	データ内容の正確性の確保
	第20条	安全管理措置
取扱者の監督に関する事項	第21条	従業員の監督
	第22条	委託先の監督
提供に関する事項	第23条	第三者提供の制限
情報主体 (本人) に関する事項	第24条	保有個人データに関する事項の公表等
	第25条	開示
	第26条	訂正
	第27条	利用停止
	第28条	理由の説明
	第29条	開示等の求めに応じる手続
	第30条	手数料
主務大臣に関する事項	第31条	個人情報取扱事業者による苦情の処理
	第32条	報告の徴収
	第33条	助言
	第34条	勧告及び命令
	第35条	主務大臣の権限の行使の制限
	第36条	主務大臣
第2節 民間団体による個人情報保護の推進		
個人情報保護団体の認定に関する事項	第37条	認定
	第38条	欠格事項
	第39条	認定基準
	第40条	廃止の届出
認定個人情報保護団体に関する事項	第41条	対象事業者
	第42条	苦情の処理
	第43条	個人情報保護指針
	第44条	目的外利用の禁止
	第45条	名称の使用制限
主務大臣に関する事項	第46条	報告の徴収
	第47条	命令
	第48条	認定の取消し
	第49条	主務大臣

定しています。

そして、第四章以下が、個人情報を取り扱う民間事業者の義務を定めた部分であり、個人情報保護に関する一般原則です。

(2) 目的

この法律は、OECDやEUにおける個人情報の流通方式に関わるスタンダード整備に対応する必要に迫られた政治的背景があります。立法の経緯としては、個人情報の商用利用と個人の権利保護の調和に、その目的があります。(一九九九年十一月、個人情報保護検討部会の中間報告)。

その第一条には、「この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取り扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定されています。

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取り扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定されています。

(3) 個人情報取扱事業者の義務

個人情報保護法の中でも、特に企業にとって重要な部分第四章に規定されています。今後、企業は本章に定められた情報システムの構築とセキュリティの確保が求められます。ここでは、個人情報取扱事業者の義務、今後企業が整備していかなければならない事項を列挙します。別掲の条文(表)を参照してください。

■ 個人情報保護法案が及ぼす影響

― リーガル・リスクの増大

(1) 企業に及ぼす影響
これまで、民間企業は、自主的にガイドラインを定め、情報システム、セキュリティの確保に努めていました。しかし、個人情報保護法案の成立により、これに違反した場合、六ヶ月以下の懲役または三〇万円以下の罰金が科せられることがあります。リーガル・リスクが増大し、一層CSR経営に取り組む必要が出てきます。

(2) 情報主体である本人に及ぼす影響
民法の損害賠償や差止請求を根拠づける規定の解釈に当たって、その規範内容を充填することになります。したがって、個人情報取扱事業者が適正な安全管理措置を講じなかった結果、情報漏洩、情報改竄といった問題が発生した場合は、民法の債務不履行、不法行為による損害賠償請求、著作権法違反となる可能性が高くなります。